

ひがし子ども園 重要事項説明書（令和 3 年度版）

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人海音子会ひがし子ども園
事業者の所在地	下関市東向山町 1 3 - 3 1
事業者の電話番号・FAX	TEL 083-222-0145 FAX 083-235-0208
代表者氏名	理事長 倉重 恵子
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 幼保連携型認定子ども園の経営

2 施設の概要

種 別	幼保連携型認定子ども園						
名 称	ひがし子ども園						
所 在 地	下関市東向山町 1 3 - 3 1						
電 話 番 号 ・ F A X	TEL 083-222-0145 FAX 083-235-0208						
施 設 長 氏 名	園長 倉重 恵子						
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日（左記以前は保育園）						
利用定員（年齢別）		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
	1 号 定員	—	—	—	15 人 （満 3 歳児含む）		
	2 号 定員	—	—	—	15 人	15 人	15 人
	3 号 定員	5 人	10 人	10 人	—	—	—
取 扱 う 保 育 事 業	一時預かり（余裕活用型）、延長保育Ⅰ・Ⅱ型						

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積		694.22 m ²	
園 舎	構 造	鉄骨・コンクリートブロック造陸屋根 2 階建、木造スレートぶき平家建	
	延床面積	432.81 m ²	
施 設 設 備 の 数 と 面 積	乳児室	1 室	25.67 m ²
	ほふく室	1 室	37.576 m ²
	保育室	4 室	243.65 m ²
	調理室	1 室	28 m ²
	職員室	1 室	50.2 m ²
	トイレ		23.86 m ²
	保健室	1 室（職員室兼）	50.2 m ²
	その他	2 室	23.85 m ²
	園 庭	屋外遊技場	255.69 m ²
	その他 組み立て式プール（夏季）、防災テント（3 台） ベビーカー 2 人乗り（2 台） 六人乗り（2 台）		

（屋外遊具と対象年齢）すべての遊具を使用する場合は大人の見守りが必要です。

遊具名	対象年齢	見守り人数
滑り台付き総合遊具	満 1 歳以上	2 人
発掘クライム（ボルダリング）	満 3 歳以上	2 人
トップパネル（上部）	満 3 歳以上	1 人
ステンレス太鼓橋	満 3 歳以上	2 人
鉄棒	満 3 歳以上	1 人

4 施設の目的、運営方針、教育・保育方針

目 的	認定子ども園法に基づき、小学校就学前のすべての子どもに対し、健やかな成長が図れるような適度な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うこと。
運 営 方 針	子どもの安全を第一に、健康管理、衛生管理、施設管理、災害対策を十分に行い教育・保育を行います。
教 育 ・ 保 育 方 針	園と家庭が協力し、大切なお子様が自己を発揮しながら活動出来るようにしていきたいと思います。 年齢に応じ発達段階が異なると思いますが、先ず基本的な生活習慣を正しくつけて、自分からやろうとする意欲を大切にしていきたいと思います。 友達との触れ合いを大切にし、異年齢児にも優しく関わっていけるような心が育つよう保育をします。

5 職員体制（令和3年4月1日時点）

施 設 長 （ 園 長 ）	1 人
副 園 長	1 人
保 育 教 諭	11 人（正規職員：6 人、非常勤：5 人）
准 看 護 師	1 人（正規職員 1 人）
調 理 員	3 人（正規職員：2 人、非常勤：1 人）
栄 養 士	1 人（非常勤：1 人）
事 務 員	1 人（正規職員：1 人）
用 務 員	1 人（非常勤：1 人）
嘱 託 医	2 人（園医、園歯科医）
学 校 薬 剤 師	1 人（嘱託）
外 部 講 師	4 名（委託契約）

6 教育・保育を提供する日

開 所 日	月、火、水、木、金、土 (土曜日：希望者のみ、1号認定はお休み)
休 所 日	日曜日、祝日、年末年始、お盆休み、園が定める日 (希望保育：1号認定はお休み)
希 望 保 育	全土曜日と年度初めにお知らせした日にちを希望保育といたします。希望者の方は所定の様式に記入し、期日までに申し込みください。
そ の 他	災害等で、園が休園せざるを得ない時。※降雪や、台風など園児の送迎や職員の出勤・退勤に危険が伴う場合は休園または時間短縮して保育を行う場合がございます。

7 教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後7時00分まで

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前9時00分から午後3時00分まで
---------------	--------------------

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分～午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延 長 保 育 時 間	夕：午後6時01分から午後7時00分まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時00分から午後4時00分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時00分から午後4時00分まで
延 長 保 育 時 間	夕：午後4時31分から午後6時00分まで

8 利用料金

保 育 料 （ 利 用 者 負 担 ）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長料金 （短時間 1 回 50 円、標準時間 1 回 200 円上限 2,000 円）	保育短時間、保育標準時間のそれぞれの時間にかかる延長料金
預かり保育料 （幼稚園型：1 回 200 円）	1 号認定園児の 15 時 30 分～17 時 00 分までの延長料金 17 時 01 分以降は 19 時まで 200 円となります。上限なし
一次預かり（余裕活用型）	1 号認定園児の土曜日の利用、希望保育の利用時には、 一日 1,800 円（半日 900 円）での一時預かりの利用料
給食費	1 号認定：一ヶ月 5,000 円（12 日以下半額） 内訳：主食費 500 円、副食費 4,500 円 2 号認定：一ヶ月 5,000 円（12 日以下半額） 内訳：主食費 500 円、副食費 4,500 円
用品代	保護者から注文のあった用品の購入費
夏祭りバザー代	夏祭りの飲食物等のバザー券の販売。現金支払い

9 支払方法

保育料：山口銀行口座振替（毎月 27 日）、現金納付（封筒配布の翌日） 延長料金：現金納付（月初封筒配布、15 日締め切り） 一次預かり（幼稚園型）：現金納付（月初封筒配布、15 日締め切り） 一次預かり（余裕活用型）：現金納付（都度払い、領収書発行） 給食費：現金納付（月初封筒配布、15 日締め切り） 用品代：現金納付
--

10 提供する教育・保育の内容

4 月 1 日時点での年齢別にクラス分けをします。 各クラス共通で、ひがし子ども園の音楽（リトミック、歌、楽器の演奏等）を教育・保育に取り入れ、豊かな感性、主体性、協調性を育みます。 0 歳～3 歳児クラスまでは生活習慣を主に、4 歳～5 歳児は小学校就学前に必要とされる、運動能力、幼児教育（文字・数・時間の概念・食育）を主に園での生活をします。ただし、家庭との連携により月齢、個人差を十分に把握し、一人一人に丁寧な保育を心掛けます。

<毎日の教育・保育の流れ>

時間	一日の過ごし方			
	0.1 歳児クラス (ひよこ・うさぎ組)	2 歳児クラス (こあら組)	3 歳児クラス (ぱんだ組)	4・5 歳児クラス (きりん・ぞう組)
7 時	登園開始 (3 号)	登園開始 (3 号)	登園開始 (2 号)	登園開始 (2 号)
8 時	朝のおやつ あそび	朝のおやつ あそび	生活準備、あそび	あそび
			8:30~9:00 登園開始 (1 号)	8:30~9:00 登園開始 (1 号) 2 階へ移動し生活の準備
9 時 ～	朝の体操 絵本の読み聞かせ	朝の体操 生活準備	朝の体操	朝の体操後 2 階への移動 (トイレ)
10 時	あそび (行事や教室のある場合参加) 活動 (制作物等)	あそび (行事や教室のある場合参加) 活動 (制作物等)、 トイレトレーニング	あそび (行事や教室のある場合参加) 活動 (制作物等)、 生活習慣トレーニング	組別、保育、教育 (学習教室) 行事の参加
11 時	11:00~給食 (月齢応じて離乳食、普通食)	11:10~給食	11:15~給食	11:30~給食
12 時	順次午睡~14:00 (子どもの様子に合わせて) 起床後おやつ (月齢別)	12:30~13:30 午睡 起きた子どもから 戸外遊び トイレトレーニング	12:10~絵本の読み聞かせ	食べ終わった園児から順次片付け
13 時			1 学期は月齢に応じて午睡をします。	創作活動 (お絵描き等)
14 時			あそび (戸外、室内) 14:30~着替え、おやつ 降園準備 (1 号認定)	夏季は必要に応じて午睡を取ります。 おやつ 降園準備 (1 号認定)
15 時 30 分	お話の時間、お帰りの会 ひよこ組は乳児室から移動	お話の時間、お帰りの会	お帰りの会	お帰りの会
16 時	順次降園 短時間保育 16:30 までの預かり	順次降園 短時間保育 16:30 までの預かり	順次降園 短時間保育 16:30 までの預かり	順次降園 短時間保育 16:30 までの預かり
17 時	混合保育 標準時間保育 18:00 までの預かり	混合保育 標準時間保育 18:00 までの預かり	混合保育 標準時間保育 18:00 までの預かり	混合保育 標準時間保育 18:00 までの預かり
18 時	延長保育 (18:00 を超える場合 クッキー等の軽食)	延長保育 (18:00 を超える場合 クッキー等の軽食)	延長保育 (18:00 を超える場合 クッキー等の軽食)	延長保育 (18:00 を超える場合 クッキー等の軽食)
19 時	最終降園時間 19:00	最終降園時間 19:00	最終降園時間 19:00	最終降園時間 19:00

<教育・保育目標（年間）>

ク ラ ス	教育・保育目標
0 歳 児	・清潔で安全な環境の中で個々の生活リズムを整えながら安心してゆっくりと過ごす。
1 歳 児	・保育教諭や関わる職員に親しみ安定した情緒の中で生活し、安心して過ごす。
2 歳 児	・保育教諭の安定した関わりの中で、基本的な生活習慣を身に付け友達と一緒に遊ぶ楽しさを知る。 ・遊びを通してのびのびと身体を動かし、丈夫な体づくりをする。
3 歳 児	・保育教諭や友達と遊ぶ中で自分のしたいこと、言いたいことを言葉や行動で表現する。
4 歳 児	・基本的な生活習慣を身につけ、自分で考えながら行動する。 ・保育教諭や友達とのかかわりを深め、友達の気持ちに気付き集団で行動できるようにする。
5 歳 児	・友達と協力したり、考えたりしながら、様々な事に挑戦し自信を獲得していく。
そ の 他 （年間行事）	・年間行事予定表参照

<クラス編成>

年齢	クラス名
0 歳児	ひよこ組
1 歳児	うさぎ組
2 歳児	こあら組
3 歳児	ぱんだ組
4 歳児	きりん組
5 歳児	ぞう組

11 給食等について

	提供内容			
	おやつ	給食		おやつ
		主食	副食	
0 歳児	○	○	○	○
1 歳児	○	○	○	○
2 歳児	○	○	○	○
3 歳児	○	○	○	○
4 歳児	○	○	○	○
5 歳児	○	○	○	○

<給食の提供にあたって>

- ・ 自園調理（月～土曜日まで給食を提供します。月に 1～2 回程度土曜日にお弁当の日有り）
- ・ 献立の提供（毎月 25 日を目途に園便りを配布します。）
- ・ 食育の取組（クラス別に、発達段階に応じて行う。）

<アレルギー対応について>

当園は、下関市教育委員会が策定する「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・ アレルギー対応
（生活調査表に記載された事項を調理師、栄養士、保育教諭が把握し、除去食の提供を行う。）
- ・ 個人面談
（保護者と面談し、個別のアレルギーに対して適切な提供を行えるようにする。）

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの（入園時に説明した事項）

事前に申し込みのあった用品（連絡帳、赤白帽子、制服等）

(2) 毎日持参いただくもの（入園時に説明した事項）

＜各クラス共通＞

・連絡帳 ・お便りばさみ ・お手拭きタオル

＜0歳児～2歳児＞

・オムツ（必要分5～6組）、汚物入れのビニール袋（必要なほど）

※トレーニング状況によって布パンツ

・給食袋、スプーン、フォーク（箸箱等に収納）、コップ、エプロン、スタインフキン（ハンカチ大）

※お箸トレーニングをしている子はお箸

・ベビー毛布（午睡用） ・靴（体に合った履きやすいもの）

・その他 園から要請のある物

＜3歳児～5歳児＞

・オムツ（必要な方、トイレトレーニング中の方等）

・靴（体に合った履きやすいもの、動きやすいもの）

・リュック（登園用、園指定のもの以外でも大丈夫です。）

・給食袋（コップ、ナフキン（大）、お箸）

※スプーン、フォーク、エプロンは必要な場合持参

・ハンカチ、チリ紙・体操服（必要に応じて）

(3) 服装について（入園時に説明した事項）

＜春季及び秋季＞

0歳児～2歳児：服装自由（気温に応じた服装の調整）

3歳児～5歳児：制服着用（気温に応じた服装の調整）

＜夏季＞

0歳児～2歳児：服装自由（気温に応じた服装の調整、着替え）

3歳児～5歳児：体操服上下（着替え）

＜冬季＞

0歳児～2歳児：服装自由、防寒着（気温に応じた服装の調整、着替え）

3歳児～5歳児：制服着用、防寒着（気温に応じた服装の調整）

※衣替えの時期は園便り等でお知らせします。

(4) その他ご用意いただくもの（入園時に説明した事項）

・希望保育の申込書（期限厳守）

・園からのアンケート（該当者）

・用品の購入代金 ・延長保育の利用料 ・給食費（お米代）

・保育料（現金納付の方） ・保護者会費（4月、9月、12月）

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

全園児：送迎の駐車場は補正された**国道側からの5台分**を使ってください。
また、自転車や徒歩での登園の方は、年齢に関わらずお子様の安全を各自確保し、登園されてください。**本園及び近隣の駐車場、道路での遊びは禁止です。職員駐車場（砂利、補正無し）の使用も許可がない場合はできません。**登園時には事前に登録された**ICカードを機械へかざしてください。（お持ちでない方は手入力もできます。）**
欠席の場合は理由を含め9時までに園へご連絡ください。
平日は7時～7時30分までは表門からの登園。7時31分～9時までは裏門からの登園となります。9時以降は表門からの登園です。
土曜日はすべての時間で表門からの登園となります。

幼稚園時間（1号認定の園児）：8時30分からの登園とします。お仕事等の都合で8時30分より前に登園される場合は前日までに園長か職員までお申し出ください。また、全園児送迎は原則保護者の方が行って下さい。祖父母や叔父や叔母などが送迎される場合は事前にお知らせください。
未成年（小学生、中学生、高校生）の送迎は園児を安全に送迎するという観点から、ご遠慮ください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

全園児：送迎の駐車場は補正された**国道側からの5台分**を使ってください。
また、自転車や徒歩での降園の方は、年齢に関わらずお子様の安全を各自確保し、登園されてください。本園及び近隣の駐車場、道路での遊びは禁止です。職員駐車場の使用も許可がない場合はできません。
降園時には事前に登録された**ICカードを機械へかざしてください。（お持ちでない方は手入力もできます。）**
ICカードでかざされていない場合または手入力がない場合は、延長料金の把握ができませんので、保護者の方の責任で必ずされてください。（入力が無い日が続く場合は書面にて通知。改善が無い場合は延長料金発生とします。）
※機械の不調等で使用できない場合は保育士が時間管理します。
平日の降園は13時59分まではすべて表門、14時以降はすべて裏門からの降園となります。土曜日はすべての時間で表門からの降園となります。

幼稚園時間（1号認定の園児）：15時～15時30分までの降園とします。特別な理由（お仕事等）がない場合は上記時間での降園をお願いします。
また、全園児送迎は原則保護者の方が行って下さい。祖父母や叔父や叔母などが送迎される場合は事前にお知らせください。
未成年（小学生、中学生、高校生）の送迎は園児を安全に送迎するという観点から、ご遠慮ください。

※悪天候（大雨、強風等）は基本的にすべての時間帯で裏門からの送迎です。

14 認定こども園と保護者との連携について

通常時：連絡ノートをご利用ください。0歳～1歳までは様子の紙で園での様子を
お伝えします。また、3歳未満児は朝の視診を行います。
個別相談：園長倉重恵子か副園長倉重喜夫、主幹保育教諭石川千加まで
お申し付けください。（保育内容、勤務先の変更、家庭状況の変更等）
保育中：保育中に発熱が38度を超える場合は園から緊急連絡先までお知らせします。
重大な怪我、事故がある場合は必ず緊急連絡先に連絡します。
災害時、緊急時：保育中に緊急事態（災害、事故、事件）が発生した場合は、
保護者連絡用LINEに必ずお知らせします。なお、LINEをお持ちでない方には電話しま
す。（緊急連絡先は、日中繋がる番号をお願いします。）
＜保護者会との連携＞
園の重要事項の決定や、行事については、ひがし子ども園保護者会役員に相談し、双方の
意見を合わせた形で進めます。

15 健康診断、健康管理について

（1）健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断 全園児 年2回（春、秋）

歯科健診 全園児 年1回

身体測定 全園児 毎月

朝の視診 3歳未満児 毎日

（2）健康管理、病気のと看、投薬依頼があるときの対応

＜お迎えの要請（緊急連絡先までお電話します。）＞

- ・37.5℃以上の発熱 ・体の状態が著しく衰弱している場合
- ・感染症の疑いのある嘔吐、下痢がある場合

※お子様のためにも早めにお迎えに来られてください。

＜病院への搬送（緊急性がある場合、園長または副園長と看護師同行）

- ・骨折、脱臼 ・重大な怪我 ・出血（程度による）・危機時（災害・有事）

＜投薬依頼があるとき＞

- ・飲み薬、座薬、目薬、傷薬等をご家庭から園にお持ちの場合は薬の依頼書を作成して
ください。薬の依頼書は園にあります。都度お申し付けください。
- ・飲み薬（水溶性など）は、一回分ずつお持ちください。
- ・座薬 ・座薬の依頼をする場合は、用途や詳細（何度以上で使用するかなど）を園
に伝えてください。座薬は原則看護師が使用します。座薬を使用する場合は、緊急連
絡先に電話にてご連絡します。

(3) 出席停止となる病気の場合

以下の病気に感染または、発症した場合、出席停止となります。出席停止期間は病院での判断によります。回復し、登園される場合は、医師による登園許可日が記載された登園許可書を持参ください。お持ちでない場合、登園できません。 また、下記以外の病気も出席停止になる場合があります。感染のおそれがある場合には、登園をひかえ、治療後の登園については医師と相談してください。		
学校保健安全法・第二種		
麻疹（はしか）	インフルエンザ	風しん
水ぼうそう	おたふくかぜ	結核
プール熱	百日咳	髄膜炎菌性髄膜炎
新型コロナウイルス感染症（令和2年度より追加）		

(4) 学級閉鎖が行われる場合について

「インフルエンザ等の他者への感染の可能性がある病気」で欠席する園児の数がクラスの在籍人数の20%を超えた場合、保健所、下関市役所、園医に相談し、一定期間該当クラスを学級閉鎖致します。園からお知らせがあった場合は、感染拡大を防ぐため「感染がない場合」であっても欠席のご協力お願い致します。ただし、感染した園児が学級閉鎖期間に回復し医師から登園許可書が出ている場合のみ出席できます。

16 感染症対策について（新型コロナウイルス感染症の特記事項あり）

空間清浄機ジアイーノ6台（各部屋に配置）を保育時間中に稼働させ、日中の空気の清潔を保ちます。また、冬季には感染症対策として次亜塩素酸での教室、保育室の除菌、園児が触れる箇所での使い捨て除菌シートでの除菌を徹底しています。年に1度学校薬剤師による空気の検査を実施しています。

また、各部屋や給食室に入室する際は、必ず手洗い、カネパスでの消毒、衛生キャップの着用を義務付けています。福山臨床検査センターへ毎月調理員、栄養士の検便を行っています。感染症、食中毒対策のため、毎日調理器具及び給食器具、皿の除菌を行っています。

＜新型コロナウイルス感染症特記事項＞

1、園の関係者の定義

園の関係者とは、ひがし子ども園職員、職員の同居家族、園児・保護者、園児・保護者の同居家族です。

2、園の関係者に新型コロナウイルス感染症があった場合

下関市（幼児保育課、保健所）と協議し、休園措置を取ることがあります。詳しい期間等は、協議後決定します。その場合、即時 LINE で連絡します。

3、新型コロナウイルス感染症の疑い（発熱やのどの痛み、咳など）がある場合

園の関係者に発熱やのどの痛み、咳などの症状がある場合、即時病院受診を行うようにお願いします。また、受診結果を必ずひがし子ども園までご連絡ください。※園児だけでなく、保護者の方や同居の家族の方にこうした症状がある場合も上記の措置をおこなってください。また、園の職員は、発熱や体調不良がある場合は休んでおります。職員の同居家族の発熱（37.5℃以上）や体調不良（のどの痛み、咳など）が2日以上続いている場合も休んでおります。

4、朝の検温、体調不良時の出席、土曜日の希望保育について

毎朝、登園前に必ずお家で検温をお願いします。37.5℃以上ある場合はお休みされるか、病院受診をお願いします。なお、登園後 37.5℃以上ある場合緊急連絡先へご連絡しますのでお迎えのご協力をお願いします。体調不良時には、ご家庭でお子様を見ることができればお休みください。また兄弟・姉妹で園に通われている子どものどちらかが体調不良の場合も、保護者の方がお仕事をお休みできれば大事をとって兄弟・姉妹ともお休みできればご協力ください。現在土曜日の保育は密を避けるためご両親どちらもお仕事があることを理由に希望保育を実施しております。ご両親どちらかがお休みの場合はご不便お掛けしますがお休みのご協力をお願いします。

5、お約束

令和3年時点でも、市中感染等が起きているケースがあるように、普段と同じ行動をしていても、新型コロナウイルスに感染することはあるようです。不確かな情報の流布、偏見、差別等は絶対に行わないようにしてください。ひがし子ども園職員も医療従事者や生活機能維持に関わる方々への差別、偏見は一切行いません。

皆様も健康にはくれぐれも気を付けて生活ください。園でも引き続き、手指の消毒、園児が頻繁に触る場所の消毒、換気、体調管理に努めていきます。新型コロナウイルスに感染した場合は感染拡大を防ぐ意味でも必ず園までお知らせください。開園時間外（7時～19時以外）はひがし子ども園 LINE でのメッセージでも構いません。よろしく願いいたします。4月～5月にかけて行政主導で行われた登園自粛等も今後起こりえます。その場合しかるべき対応を行っていきますので、またご連絡いたします。園からの LINE やお手紙は必ず全文ご確認ください。

17 障害児保育について

障害（身体、知的等）のあるお子様の預かりには、安全上職員の追加的な配置が義務付けられています。在園中に障害の有無が分かった場合は、保護者と必ず連携し、保育、預かりを行います。また、障害者手帳の申請、交付、特別児童扶養手当の申請、給付がある場合は、必ず園へお申し出ください。相談事項がある場合は、園長、副園長、主幹保育教諭までお知らせください。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

医療的なケアが必要な児童の保育は、現在の保育環境では受け付けられないことがあります。必ず園までお知らせください。

19 園医

以下の医療機関（小児科・内科）と園医契約を締結しています。

医療機関の名称	石川ファミリークリニック
医 院 長 名	石川 豊
所 在 地	山口県下関市伊倉新町4-3-21
電 話 番 号	083-249-5830

20 園歯科医

以下の歯科医と園歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	野間歯科医院
医 院 長 名	野間 則徳
所 在 地	山口県下関市今浦町10-27
電 話 番 号	083-233-1163

21 地域防災拠点、広域避難場所

認定こども園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	下関中央消防署
広域避難場所	下関市立向山小学校、向洋グラウンド、下関体育館

22 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当認定こども園が責任を持って、しるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	下関警察署 幡生交番 083-222-2658
消防署	下関中央消防署 083-233-9115

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。(火事、地震、不審者の侵入等を想定)

防火管理者	園長 倉重 恵子
消防計画届出年月日	下関中央消防署 2020年 5月 1日
避難訓練	毎月一回、全園児、全職員で避難訓練を行っています。園外に出る場合は、体調面、気候等を考慮します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	教育・保育中の事故やケガの医療費の補償 (登降園の事故での怪我は含まない)
保険金額	全園児入園時に加入。自己負担無し(園負担)

25 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	株式会社 アイギス 詳細は入園式での配布書類参照
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 倉重 恵子 電話番号 083-222-0145
第三者委員受付方法 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口 (表門ぱんだの像)にご意見箱を設置しています。	

26 連携施設

連携施設の種類	社会福祉事業団
名称	社会福祉法人 下関市社会福祉事業団
所在地	山口県下関市幡生本町26-12
連携協力の概要	お子様の発達状況の相談等

27 地域の子育て支援について

入園に関しての相談や、お子様の発達状況のお悩みは電話にて受け付けています。また、入園募集時期には説明会を開催し、子ども園の組織や機能を詳しく説明しています。多様化した保育需要の受け皿として、今後も支援していきます。

28 利用契約、諸事項の変更について

入園の際に保護者の方との間に利用契約をいたします。2・3号認定用、1号認定用がそれぞれございますが年度中に変更がある場合は、改めて契約する必要はありません。

また、在園中に「保護者の氏名、住所、連絡先、保育を必要とする理由、利用区分（認定）、障害者手帳等の有無、生活保護の受給の有無、勤務先、世帯構成」に変更がある場合、**変更希望月の前月20日**（20日が土曜日、日曜日、祝祭日の場合最終の平日）までに**変更届と、各種必要な証明書**（勤務証明、保育を必要とする理由の証明等）を**園まで提出**ください。期限までに提出がなく、下関市役所より希望月への変更がなされない、認定の取り消し、退園措置等が起こることもあります。また、証明書の虚偽の記載、改ざん等があった場合も同様の措置が行われます。

29 その他保護者に説明すべき事項

ひがし子ども園は、子どもたちが安全で楽しく、元気に過ごすために日々教育・保育を行っておりますが、家庭との協力関係は不可欠となります。疑問に思った事、相談など、どんな些細なことでも構いません。園長や第三者委員相談窓口までお申し付けください。また、日々の持ち物や、クラス毎に説明する事項は、**別紙「入園・進級にあたってのお知らせ」を必ずご確認ください。**

令和2年4月より、土曜日の保育（2号・3号認定園児のみ）は、新型コロナウイルス感染症対策として、園児の密集を避けるため土曜日に仕事をしている方だけの利用（希望保育）とはしております。ご不便おかけし申し訳ございませんが、希望の方は毎月配布する申込書に記載の上、期日までにご提出下さい。ご協力をお願いいたします。なお、令和2年度は4月～7月の保護者参加行事を中止、10月～3月の保護者参加行事を縮小をせざるを得ない状況となりました。令和3年度以降もこうした対処を行う可能性がございます。事前にお知らせし、子どもたちの学習や発達、成長の機会を失わせないことを目標に保育・教育を行っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。